

CISG における重大な契約違反

Fundamental breach under the CISG

齋 田 統

Osamu SAIDA

要 旨

日本の現行民法は解除を債務者に対する責任追及手段として考えてきたが、解除を契約の拘束力から債権者を解放するための制度と捉える考え方もある。第189回国会に提出された日本民法（債権関係）改正法案は、解除を契約の拘束力から債権者を解放するための制度として捉える。そして、債権者を契約の拘束力から解放する正当化根拠となるのが重大な契約違反である。

国際ルールである CISG (United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods) においては、重大な契約違反と単純な契約違反の間の区別が契約違反の分類の基本的な基準とされている。

CISG25条は、「当事者の一方が行った契約違反は、相手方がその契約に基づいて期待することができたものを実質的に奪うような不利益を当該相手方に生じさせる場合には、重大なものとする。ただし契約違反を行った当事者がそのような結果を予見せず、かつ同様の状況の下において当該当事者と同種の合理的な者がそのような結果を予見しなかったであろう場合は、この限りでない」と規定する。しかし、重大な契約違反が具体的に何を意味するかについては明らかではないことから、本稿では CISG における重大な契約違反の意義について検討した。

キーワード：CISG、重大な契約違反

一 はじめに

日本の現行民法は解除を債務者に対する責任追及手段として考えてきたが、解除を契約の拘束力から債権者を解放するための制度と捉える考え方もある。第189回国会に提出された日本民法（債権関係）改正法案541条は、「当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間が経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない」として解除を契約の拘束力から債権者を解放するための制度として捉える¹。そして、債権者を契約の拘束力から解放する正当化根拠となるのが重大な契約違反である²。

国際ルールであるCISG（United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods）においては、重大な契約違反と単純な契約違反の間の区別が契約違反の分類の基本的な基準とされている³。

CISG25条は、「当事者の一方が行った契約違反は、相手方がその契約に基づいて期待することができたものを実質的に奪うような不利益を当該相手方に生じさせる場合には、重大なものとする。ただし契約違反を行った当事者がそのような結果を予見せず、かつ同様の状況の下において当該当事者と同種の合理的な者がそのような結果を予見しなかったであろう場合は、この限りでない」と規定する⁴。しかし、重大な契約違反が具体的に何を意味するかについては明らかではないことから、本稿ではCISGにおける重大な契約違反の意義について検討したい。

二 CISG25条の沿革

国際物品売買契約に関する国際連合条約（United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods（CISG）は、1964年の国際物品売買契約の成立についての統一法（Uniform Law on the Formation of Contracts for the International Sale of Goods（ULF））および国際物品売買についての統一法（Uniform Law on the International Sale of Goods（ULIS））を基礎に国際連合国際商取引法委員会（United Nations Commission on International Trade Law（UNCITRAL））により起草され、その後、ウィーン外交会議で採択され、1988年1月に発効した⁵。

1964年のULIS10条は「本条約の適用上、契約違反は、相手方と同じ状況にある合理的な者がその違反およびその効果を予見したならば、契約を締結しなかったであろうことを、契約締結時

CISG における重大な契約違反

に違反当事者が知り、または知るべきであった場合には重大なものとする」と規定していた⁶。ULIS10条は、相手方がその違反を予見したならば、契約を締結しなかったかを違反当事者が予見することを求める基準によっており、あまりにも主観的という理由で非難された⁷。

UNCITRAL 作業部会は、メキシコの提案に基づいて、客観的基準を提案し⁸、1978年草案23条として採用された。草案23条は、「当事者の一方による契約違反は、それが相手方に実質的な不利益をもたらす場合には、重大なものとする。ただし、違反当事者がかような結果を予見せず、かつ予見すべき理由がなかった場合を除く。」と規定した⁹。そして、ウィーン外交会議において、草案23条前段に関して、実質的不利益は客観的ではなく、あまりにも曖昧な基準であるとして批判され、なされた特定の損害に狭めるのではなく、当該契約の下で相手方の期待を実質的に損なう不利益に広げるべきと主張された。そして、相手方がその契約に基づいて期待することができたものを実質的に奪うような不利益とされた。また後段に関して、合理的な者の基準が戻され、ULIS10条の「相手方と同じ状況にある合理的な者」から「同様の状況の下において当該当事者と同種の合理的な者」とされた¹⁰。

三 重大な契約違反の要件

CISG25条は、「当事者の一方が行った契約違反は、相手方がその契約に基づいて期待することができたものを実質的に奪うような不利益を当該相手方に生じさせる場合には、重大なものとする。ただし契約違反を行った当事者がそのような結果を予見せず、かつ同様の状況の下において当該当事者と同種の合理的な者がそのような結果を予見しなかったであろう場合は、この限りでない」と規定する¹¹。したがって、重大な契約違反が成立するためには、①相手方がその契約に基づいて期待することができたものを実質的に奪うような不利益（detriment）が生ずることと、②債務者の予見と予見可能性が必要となる。

1 契約から期待することができたものを実質的に奪うような不利益

違反が重大であるためには、当該違反により相手方からその合理的な期待を実質的に奪う「不利益」が生じなくてはならない¹²。CISGは「不利益」の定義をしておらず、また、重大な違反に該当する不利益の例をあげていないが¹³、「不利益」という用語は広く解釈されなければならない。CISG74条の「損害」の概念の類推によってはならない。「不利益」の概念は金銭的な損失だけではなく契約違反により起こり得るすべての否定的な結果を含むものである¹⁴。CISG25条より、損害の程度ではなく、基礎をなす利益の重要性、契約の下での義務、および被害当事者に

生じた結果が基準となるため、重大な契約違反は、損害の程度によるのではなく、当事者が合理的に予想したものを奪われたかどうかによる。実質的に奪うといえるためには、被害当事者が、契約の履行による利益を失ったり、あるいは損害を被った当事者が損害賠償の支払、補修、あるいは減額によって十分に補償されないものでなければならない¹⁵。侵害が重大かどうかを決定する要素として契約の金銭的価値、違反により引起された金銭的損害、被害当事者の活動にもたらされた妨害を挙げることができる¹⁶。

2 予見可能性

違反当事者の予見可能性は推定され¹⁷、違反当事者が予見可能性を否定するためには、違反当事者が相手方にもたらされた実質的不利益を予見できなかったこと、および違反当事者と同種の合理的な者も予見できなかったことという2つが証明されなければならない¹⁸。

1つ目の要件は違反当事者が違反によって実質的不利益がもたらされることを予見できたかどうかの問題とされ主観的なものである。違反によってもたらされる不利益の予見可能性は取引を取り巻く事実についての違反当事者の知識に依存する。違反当事者の経験、高度な知識のレベル、そして組織的な能力のような要因が損害の予見可能性を示すものとして考慮されなければならない¹⁹。

2つ目の要件は同じ状況下において同種の合理的な者が予見できたかどうかの問題とされ客観的なものである。国際的取引に関する契約の当事者は商人であると推測されるから、「合理的な者」は合理的な商人と解することができる²⁰。同じ種類とは同じ機能をして同じ取引の系統に従事する商人をいうが、同種であるかどうかは商慣習だけでなく宗教、言語、平均的な専門知識などの社会経済的背景を考慮に入れて判断されなければならない。同じ状況であるかどうかは世界市場、地域市場、立法、政治、および気候だけでなく事前の接触および取引など様々な状況が考慮されなければならない²¹。

予見可能性が判断される時期については、契約締結時と考えるのが多数説であるが²²、例外的に契約締結後の情報を考慮することを認める見解もある²³。

四 判例

1 1995年12月6日アメリカ第2巡回区連邦控訴裁判所判決²⁴

(一) 事実

1988年1月に、イタリアの買主 Delchi はポータブルエアコンの製造のためにアメリカの売主 Rotorex から 10,800 個のコンプレッサーを購入する契約をした。エアコンは 1988 年春と夏に売り出される予定であった。契約の履行前に、売主は買主にコンプレッサーの見本と仕様書を送付した。コンプレッサーは 1988 年 5 月 15 日までに 3 回に分けて引渡される予定になっていた。売主は 3 月 26 日に船便で初回分を送付し、4 月 20 日にイタリアの買主の工場に到着した。買主は信用状によって初回分の支払を行った。売主は 5 月 9 日頃に第 2 回分を送付した。買主は同じく信用状によって第 2 回分の支払を行った。第 2 回分の運送中に、買主は初回分コンプレッサーが見本と仕様と適合しないことを発見した。5 月 13 日に、買主は見本と仕様より冷却能力が低く消費電力が多いため、品質管理チェックでコンプレッサーの 93% が不合格であったことを売主に知らせた。コンプレッサーの瑕疵の治癒を試みたがうまくいかず買主は売主に見本と仕様と適合する新しいコンプレッサーを供給するように求めたが、売主は仕様が誤って伝わったと主張して拒否した。1988 年 5 月 23 日付のファクスで買主は契約を解除し、契約違反と適合する物品の引渡がなかったことを理由に損害賠償請求訴訟を提起した。

(二) 判旨

コンプレッサーは当事者間の契約条項に適合しない。CISG の下、違反が重大である場合、買主は代替品の引渡を求めるか (46 条)、契約を解除し (49 条)、損害賠償を求めることができる。どのような違反が重大であるのかに関しては CISG25 条が「当事者の一方が行った契約違反は、相手方がその契約に基づいて期待することができたものを実質的に奪うような不利益を当該相手方に生じさせる場合には、重大なものとする。ただし契約違反を行った当事者がそのような結果を予見せず、かつ同様の状況の下において当該当事者と同種の合理的な者がそのような結果を予見しなかったであろう場合は、この限りでない」と規定する。買主が期待することができたものを実質的に奪われたこと、そして、不適合な商品を出荷することで買主が期待することができたものを奪われる結果となるであろうことを合理的な人が予想できたことは明らかである。コンプレッサーの冷却能力と消費電力は製品の価値の重要な決定要素であるから、売主は契約の下で重大な契約違反の責任を負うとした。

2 1997年2月28日ハンブルグ上級地方裁判所判決²⁵

(一) 事実

イギリスの買主はドイツの売主からモリブデン含有量最低64%のモリブデン鋼を1キロあたり9.70ドルで購入した。CIF条件で1994年10月の引渡であった。売主の契約条件には、「不可抗力で売主がこの売買契約で明記された期日までに引渡をし損ねるか、あるいは商品を引渡すことができない場合、売主は責任を負わない。しかし、売主はテレックスあるいはファックスにより直ちに買主に知らせなければならない」との条項が含まれた。

1994年10月20日に、売主は、中国の供給元が1キロあたり10.5ドルを要求したことから、買主に購入価格の調整を求めたが、買主は拒否した。売主は1994年10月31日にモリブデン含有量60%のモリブデン鋼を1キロあたり10.2ドルで11月または12月初旬に出荷できるのみであることを買主に知らせた。買主はモリブデン含有量が減ることは受け入れたが、当初合意された価格と11月15日以前の出荷を要求した。買主は売主が要求に従わない場合には代替取引をし、追加費用を売主に負わせる旨を知らせた。売主が11月15日の期限に従うことができないと言うため買主は11月30日の期限を認めた。

12月13日に、売主は供給元からモリブデン鋼が供給されないため、しばらくの猶予を求めた。買主は、契約が履行されなければ、1キロあたり31ドルの現在の市場価格で代替取引しなければならず、売主は追加費用を負担しなければならないとし、また売主による賠償を提案した。売主により賠償額の提示がなされたが、買主は市場価格に基づき計算した損害を主張した。

証拠によると買主はモリブデン含有量60%の中国のモリブデン鋼を1キロあたり30ドルで購入する契約をChina-N.N-Metals Imp. & Export Corp. (China-N)と締結した。CIF条件で1995年1月または2月の引渡であった。

1995年1月17日に売主はモリブデン含有量65.19%のモリブデン鋼を1キロあたり29.5ドルで提供したが、買主は、代替取引した旨を知らせた電話に言及して、売主の申し出を断った。そしてChina-Nから買ったモリブデン鋼に対して支払わなければならなかった価格と契約で合意された価格との間の差額の賠償を求める訴えを提起した。

(二) 判旨

CISG 75条により代替取引の締結による損害賠償が認められる。買主はCISG49条1項b号と49条1項a号により1994年10月12日の契約を解除する権利がある。

売主は1994年10月12日の売買契約に基づく引渡義務を果たさず、1995年1月11日に代替取引がなされた。期日に引渡す義務を果たさないことはCISG49条1項a号、25条の意味において重大な契約違反と見なされなければならない。引渡の遅延は一般的に重大な契約違反になら

CISG における重大な契約違反

ないが、引渡期日の正確な遵守が買主にとって特別な利益を有し、売主がこのことを契約締結時に知りえた場合には重大な契約違反になるとした。

3 1996年4月3日ドイツ連邦最高裁判所判決²⁶

(一) 事実

オランダの売主とドイツの買主は1992年1月10日と同月14日にコバルト硫酸塩の売買契約を締結した。当該契約においてコバルト硫酸塩はイギリス産で少なくとも20%か21%の品質とされ、売主により原産地証明書と品質証明書が提供されなければならなかった。買主は商品が合意された品質を備えておらず、またイギリス産でなかったという理由で契約を解除したが、売主は支払を求めた。

(二) 判旨

CISG 49条1項a号により買主が契約を解除できるのは契約上の義務の不履行が重大な違反になる場合である。CISG 25条の定義により当事者の一方が行った契約違反は、相手方がその契約に基づいて期待することができたものを実質的に奪うような不利益を当該相手方に生じさせる場合には、重大なものとなる。ただし契約違反を行った当事者がそのような結果を予見せず、かつ同様の状況の下において当該当事者と同種の合理的な者がそのような結果を予見しなかったであろう場合は、この限りでない。契約に明示の規定がないときには、裁判所は売主の契約違反により買主が契約の下で期待するものを実質的に奪われるかどうか決定する必要がある。CISG では代金減額や損害賠償という他の救済手段が可能なときには契約解除を認めない傾向がある。CISG 25条は重大な契約違反を要求するが、重大さは契約自身、関連する状況などから導かれる。買主が他に利用することを期待できるかも考慮されなければならない。契約により約定された書類の交付違反も重大な契約違反になり得る。買主が、正しい文書を得ることによって難なく瑕疵を除くことができるなら、商品自体に重大な瑕疵がない限り、商品あるいは商品から製造される商品を難なく売ることができる。このような場合契約における重大な利益が存在しなくなると言うことはできないとした。

4 2009年5月18日スイス連邦最高裁判所判決²⁷

(一) 事実

スイスの売主とスペインの買主が2000年12月12日に包装機械の売買契約を締結した。購入価格は247,278,337スペイン・ペソで、包装機械は、いくつかの輸送と相互接続のシステムと10

の個別の装置から成った。売主はまた契約により買主の工場で包装機械を設置し、運転準備しなければならなかった。

設置後、売主は包装機械の証明運転に努めたが、契約に要求される機械の正確な性能について当事者間に紛争が発生した。買主は主に毎分180個の生産が売主によって約束されていたと主張した。他方、売主はこのような全体的な性能は可能でなく、当事者によって合意されていなかったと主張した。売主は何度も機械の性能を上げようとしたが、2003年3月23日に、買主は契約の解除を宣言して、購入価格の返還と損害賠償を請求した。

(二) 判旨

当事者間に締結された契約により、包装機械は、毎分180個の生産が要求されるが、実際の性能は毎分52個であり、売主によって届けられた包装機械は合意された性能の29%しか達成できなかった。71%の生産性減少により買主は契約の下で期待するものを実質的に奪われる。これはCISG25条の重大な契約違反になる。また売主による不適合を治癒する多数の試みは不適合が合理的な期間内に治癒されることができなかったことを示す。さらに、特にこの包装機械は特に買主のために設計された。そのために、機械の他への譲渡は不可能であったとした。

五 おわりに

CISG25条の下、重大な契約違反が成立するためには、①相手方がその契約に基づいて期待することができたものを実質的に奪うような不利益 (detriment) が生ずることと、②債務者の予見と予見可能性が必要とされる。相手方がその契約に基づいて期待することができたものを実質的に奪うといえるためには、被害当事者が、契約の履行による利益を失ったり、あるいは損害を被った当事者が損害賠償の支払、補修、あるいは減額によって十分に補償されないの でなければならない²⁸。

売主が重大な瑕疵がある物を買主に引渡した場合に、買主自身が使用できなくても他に処分可能であったり、売主がその重大な瑕疵の治癒を提供する場合に、重大な契約違反に該当しない可能性があるのかについて CISG25条には規定されていないが、2つの立場が考えられる。1つは、25条がもたらされる違反の結果に焦点を合わせており、違反が被害者の契約価値を減ずる程度が問題となることから、被害者の転売あるいは適合可能性は違反の重大性に影響を与えないとする立場である。もう1つは、違反後合理的に商品を転売するか、あるいは適合させることができる被害者は正味の損害を減らすことができることから、違反の結果に転売あるいは適合可能性が考慮されるという立場である。後者の立場によると、CISG25条で示された違反の「結果」には

CISG における重大な契約違反

損害を軽減するためにとられ得る手段も含まれる²⁹。前述の1996年4月3日ドイツ連邦最高裁判所判決において、ドイツ連邦最高裁判所は、重大な契約違反に該当するかどうかを判断する際に買主が他に利用することを期待できるかも考慮されなければならないとする。ドイツとスイスの裁判所は買主が不適合の商品について他に相当な利用をすることができるかどうかにより重きを置く傾向がある³⁰。

売主がその重大な瑕疵の治癒を提供する場合に重大な契約違反に該当しない可能性があるのかについては、重大な違反が起こったかどうかを決定することにおいて治癒の提供を考慮するのが多数説である。CISG48条1項の要件が満たされる限り、違反は重大ではないとされる。すなわち、買主に不合理な不便を生ぜしめたり、あるいは買主により前払いされた費用の償還について不安を生ぜしめない場合、合理的期間内の治癒が可能である。したがって、売主が合理的な期間内に瑕疵を治癒することを拒絶したり、瑕疵の治癒に失敗すると重大な違反となる³¹。債務者の側で相当な期間内に容易に治癒され得ない瑕疵ある商品の引渡は一般的に重大な契約違反と考えられることから、容易で迅速な瑕疵の治癒の可能性と意思により違反は重大でなくなる³²。

民法（債権法）改正検討委員会による「債権法改正の基本方針」【3. 1. 1. 77】では解除に関して次の提案がなされていた³³。

【3. 1. 1. 77】（解除権の発生要件）

- 〈1〉 契約当事者の一方に重大な不履行があるときには、相手方は、契約の解除をすることができる。
 - 〈ア〉 契約の重大な不履行とは、契約当事者の一方が債務の履行をしなかったことによって、相手方が契約に対する正当な期待を失った場合をいう。
 - 〈イ〉 契約の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に債務の履行をしなければ契約の目的を達成することができない場合において、当事者の一方が履行をしないでその時期を経過したときは、契約の重大な不履行にあたる。
- 〈2〉 契約当事者の一方が債務の履行をしない場合に、相手方が相当の期間を定めてその履行を催告し、催告に応じないことが契約の重大な不履行にあたる場合は、相手方は契約の解除をすることができる。
- 〈3〉 事業者間で結ばれた契約において、契約当事者の一方が債務の履行をしない場合、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし催告に応じないことが契約の重大な不履行にあたらぬときはこの限りでない。

一方、民法（債権関係）の改正法案は解除に関して下記の通り提案する³⁴。

541条 当事者の一方がその債務を履行しない場合において、相手方が相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、相手方は、契約の解除をすることができる。ただし、その期間が経過した時における債務の不履行がその契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

542条 ①次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

- 一 債務の全部の履行が不能であるとき。
 - 二 債務者がその債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - 三 債務の一部の履行が不能である場合または債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
 - 四 契約の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達成することができない場合において、債務者が履行をしないでその時期を経過したとき。
 - 五 前各号に掲げる場合のほか、債務者が債務の履行をせず、債権者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- ②次に掲げる場合には、債権者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部の解除をすることができる。
- 一 債務の一部の履行が不能であるとき。
 - 二 債務者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

民法（債権関係）改正法案は解除を契約の拘束力から債権者を解放するための制度として捉え³⁵、債権者を契約の拘束力から解放する正当化根拠となるのが重大な契約違反である³⁶。CISG25条の予見可能性の要件は、ULIS10条と同様、正常でない状況において、公平の観点から契約両当事者の利益についてバランスがとられるべきという考えに基づく³⁷。民法（債権関係）改正法案はこの点について明確に規定しないが、重大な契約違反に該当するかを判断する際には当事者双方の事情が考慮されるべきであり、明確に規定すべきと考える³⁸。

注

- 1 潮見佳男『民法（債権関係）改正法案の概要』（2015年）216-217頁。
- 2 潮見佳男「解除条件の現代化—日本民法（債権関係）法の改正と国際的モデル準則の比較研究」川

CISG における重大な契約違反

- 角由和=中田邦博=潮見佳男=松岡久和編『ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化』(2016年) 172-174頁。
- 3 Enderlein & Maskow, *International Sales Law*, 1992, p.112.
 - 4 法務省民事局参事官室(参与室)編『民法(債権関係)改正に関する比較法資料』別冊 NBL146号(2014年) 148頁。
 - 5 曾野和明=山手正史『国際売買法《現代法律学全集 60》』(1993年) 13-18頁、ペーター・シュレヒトリーム(内田貴=曾野裕夫訳)『国際統一売買法—成立過程からみたウィーン売買条約』(1997年) 1-6頁、潮見佳男=中田邦博=松岡久和編『概説国際物品売買条約』(2010年) 1-4頁。
 - 6 Bianca & Bonell, *Commentary on the International Sales Law*, 1987, pp.206-207. 甲斐道太郎=石田喜久夫=田中英司編『注釈国際統一売買法 I—ウィーン売買条約—』(2000年) 188頁、ペーター・シュレヒトリーム著、内田=曾野訳・前掲『国際統一売買法—成立過程からみたウィーン売買条約』66頁。
 - 7 Koch, *The Concept of Fundamental Breach of Contract under the United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods (CISG)*, McGill University Montreal Quebec Canada Dgree Master of Laws, 1998, p.271. 曾野=山手・前掲『国際売買法《現代法律学全集 60》』170-171頁、甲斐=石田=田中編・前掲『注釈国際統一売買法 I—ウィーン売買条約—』188頁。
 - 8 山田到史子「契約解除における『重大な契約違反』と帰責事由(一)—1980年国際動産売買契約に関する国連条約に示唆を得て—」民商法雑誌 110 巻 2 号(1994年) 283頁。Koch, *op. cit.*, p.273.
 - 9 Bianca & Bonell, *op. cit.*, pp.206-207. ペーター・シュレヒトリーム著、内田=曾野訳・前掲『国際統一売買法—成立過程からみたウィーン売買条約』66頁。
 - 10 Bianca & Bonell, *op. cit.*, pp.208-209. 曾野=山手・前掲『国際売買法《現代法律学全集 60》』172頁、山田・前掲「契約解除における『重大な契約違反』と帰責事由(一)」285頁。
 - 11 法務省民事局参事官室(参与室)・前掲『民法(債権関係)改正に関する比較法資料』148頁。
 - 12 Babiak, *Defining “Fundamental Breach” under the United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods*, 6 *Temple Int'l & Comp. L.J.* 1992, pp.118-119.
 - 13 Babiak, *op. cit.*, p.119.
 - 14 Ferrari, *Fundamental Breach of Contract Under the UN Sales Convention—25 Years of Article 25 CISG*, 25 *J.L. & Com.*, 2006, p.495.
 - 15 DiMatteo, *International Sales Law: A Global Challenge*, 2014, p.242.
 - 16 Babiak, *op. cit.*, pp.119-120.
 - 17 Koch, *op. cit.*, p.228.
 - 18 Bianca & Bonell, *op. cit.*, pp.216-217.
 - 19 Babiak, *op. cit.*, pp.121-122.
 - 20 Babiak, *op. cit.*, p.122.
 - 21 Bianca & Bonell, *op. cit.*, p.219.

- 22 Ferrari, *op. cit.*, p.499.
- 23 Bianca & Bonell, *op. cit.*, p.221. 曾野=山手・前掲『国際売買法《現代法律学全集60》』173頁、甲斐=石田=田中編・前掲『注釈国際統一売買法I—ウィーン売買条約—』193頁。
- 24 CCA (2d Cir.) 6 December 1995 [95-7182, 95-7186], <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/951206u1.html>. 井原宏=河村寛治編『判例ウィーン売買条約』(2010年)365頁。
- 25 OLG Hamburg 28 February 1997, 1 U 167/95, <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/970228g1.html>. 井原=河村編・前掲『判例ウィーン売買条約』(2010年)325頁。
- 26 BGH 3 April 1996, VIII ZR 51/95, <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/960403g1.html>. 澤田壽夫=柏木昇=杉浦保友=高杉直=森下哲朗編著『マテリアルズ国際取引法〔第2版〕』(2009年)160頁。
- 27 BGer 18 May 2009, 4A_68/2009, <http://cisgw3.law.pace.edu/cases/090518s1.html>. 井原=河村編・前掲『判例ウィーン売買条約』(2010年)348頁。
- 28 DiMatteo, *op. cit.*, p.242.
- 29 Gillette & Walt, *The UN Convention on Contracts for the International Sale of Goods: Theory and Practice*, 2nd ed., 2016, pp.196-197.
- 30 Huber, *CISG: The Structure of Remedies*, 71 *The Rabel Journal of Comparative and International Private Law*, 2007, p.26.
- 31 Koch, *op. cit.*, pp.225-226.
- 32 Ferrari, *op. cit.*, p.502.
- 33 民法(債権法)改正検討委員会編『債権法改正の基本方針』別冊NBL 126号(2009年)144-145頁。
- 34 <http://www.moj.go.jp/content/001142181.pdf>より入手。
- 35 潮見・前掲『民法(債権関係)改正法案の概要』216-217頁。
- 36 潮見・前掲「解除条件の現代化—日本民法(債権関係)法の改正と国際的モデル準則の比較研究」172-174頁。
- 37 Bianca & Bonell, *op. cit.*, p.215.
- 38 鹿野菜穂子「契約解除と危険負担—解除の要件論を中心に—」円谷峻編著『社会の変容と民法典』(2010年)352-356頁。